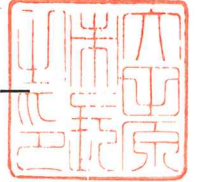


大総第170号
令和4年11月22日

大田原市財政健全化検証委員会
委員長 中村 祐司 様

大田原市長 相馬 憲



諮 問 書

大田原市附属機関設置条例第2条別表に掲げる大田原市財政健全化検証委員会に下記事項を諮問します。

記

1 諮問事項

本市が取り組む財政健全化に関して、調査審議し意見すること。

2 諮問趣旨

本市では、健全な財政運営に向け、中期財政計画を推進し、歳入と歳出の均衡を図りつつ、事業の見直しによる歳出経費の削減を強化するとともに、市税等の積極的な財源確保を図ってきました。

しかし、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく早期健全化基準（地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいいます。）の数値は下回っているものの、毎年度の予算編成において歳出が歳入を上回り、その財源不足分を基金により補填してきたため、本市の基金残高は平成25年度末の66億3千万円から令和2年度末には23億6千万円まで減少している状況にあります。

そのため、本市では財政健全化に向けて、基金積立による財源の確保を図り、歳出超過の解消に努めるため、本市が現在行っている事業の費用対効果の検証など、貴会の調査審議を通し財政健全化への意見を求めるものです。